# 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

| 第１ | タ　ン　ク　の　設　置　場　所 | 令１４－１ |
|---|---|---|

**１　タンクの設置場所**

危険物を貯蔵し、又は取り扱う簡易タンク（以下この条において「簡易貯蔵タンク」という。）は、屋外に設置すること。これは、簡易貯蔵タンクの規模、構造から危険物の取扱いがその直近で行われることが通常であるので、その際の可燃性蒸気の漏えい等による危険の排除を目的としている。ただし、次の(1) から(4) までのすべてに適合する専用室に設置するときは、この限りではない。　（政令第１４条第１号抜粋）

(1) 当該専用室の構造が、政令第１２条第１項第１２号及び第１３号に掲げる屋内タンクのタンク専用室の例によること。　（政令第１４条第１号イ）

詳細は、屋内タンク貯蔵所第１４．１．(1)．(2)参照のこと。

(2) 当該専用室の窓及び出入口が、政令第１２条第１項第１４号及び第１５号に掲げる屋内タンク貯蔵所の窓及び出入口の例によること。　（政令第１４条第１号ロ）

詳細は、屋内タンク貯蔵所第１４．１．(3)．(4)参照のこと。

(3) 当該専用室の床が政令第１２条第１項第１６号に掲げる屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の床の構造の例によるものであること。　（政令第１４条第１号ハ）

詳細は、屋内タンク貯蔵所第１４．１．(5) 参照のこと。

(4) 当該専用室の採光、照明、換気及び排出の設備が政令第１０条第１項第１２号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によること。　（政令第１４条第１号ニ）

詳細は、屋内貯蔵所第１５参照のこと。

屋内に設置する場合の例

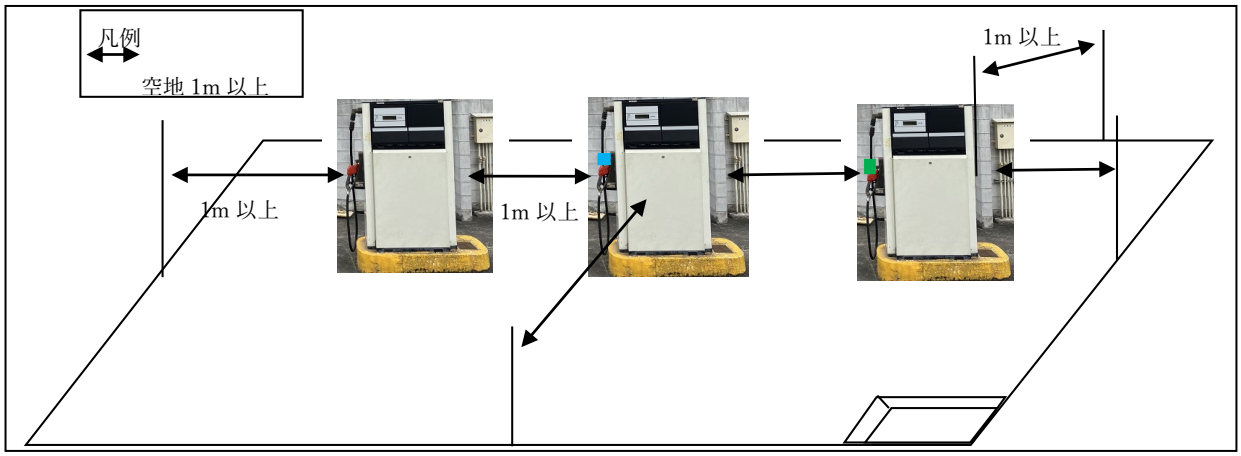

| 第２ | タ　ン　ク　の　設　置　数 | 令１４－２ |
|---|---|---|

## １　タンクの設置数

一の簡易タンク貯蔵所に設置する簡易貯蔵タンクは、その数を三以内とし、かつ、同一品質の危険物の簡易貯蔵タンクを二以上設置しないこと。　　（政令第１４条第２号）

## ２　留意事項

同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表に掲げられている品名が同一であっても品質が異なるもの（例えば、オクタン価の異なるガソリン等）は、同一品質には該当しない。　　（＊＊）

設置可能な組合せの例（屋内）

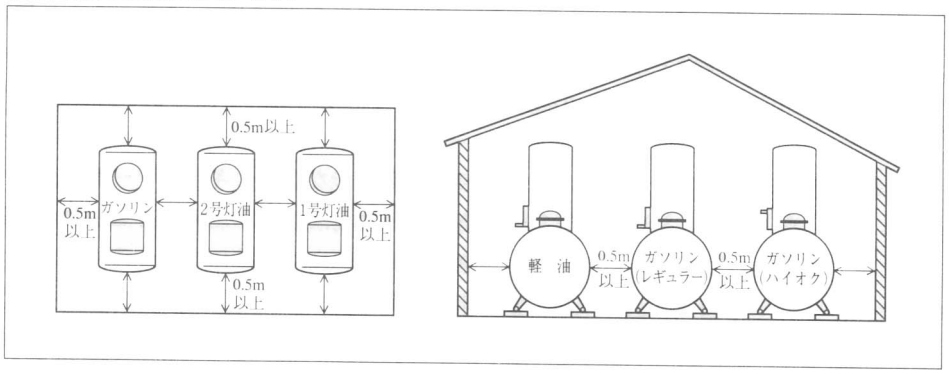

| 第３ | 標　　識　　・　　掲　　示　　板 | 令１４－３ |
|---|---|---|

**１　標識・掲示板**

簡易タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に簡易タンク貯蔵所である旨を表示した標識（規則第１７条）及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板（規則第１８条）を設けること。

（政令第１４条第３号）

なお、標識及び掲示板は、別記６［標識・掲示板］によること。

| 第４ | タ　ン　ク　の　固　定　及　び　空　地 | 令１４－４ |
|---|---|---|

## １　タンクの固定及び空地

簡易貯蔵タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定するとともに、屋外に設置する場合にあっては当該タンクの周囲に１ｍ以上の幅の空地を保有し、専用室内に設置する場合にあっては当該タンクと専用室の壁との間に０．５ｍ以上の間隔を保つこと。

（政令第１４条第４号）

## ２　留意事項

(1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能なようにキャスター等を設けているものが多いが、それは火災等の場合に安全な場所に運ぶためで貯蔵の際に移動させるものではない。したがって、平常時は地盤面、架台等に固定することとされている。

固定方法としては、架台、鎖等、車止め等がある。　（＊＊）

(2) 周囲に空地及び間隔を保有することは、延焼防止、消防活動のためというより、危険物の取扱い、点検等のためであり、屋内及び屋外でも同様に規制されるものである。

（＊＊）

空地の幅及び固定方法例（屋外）

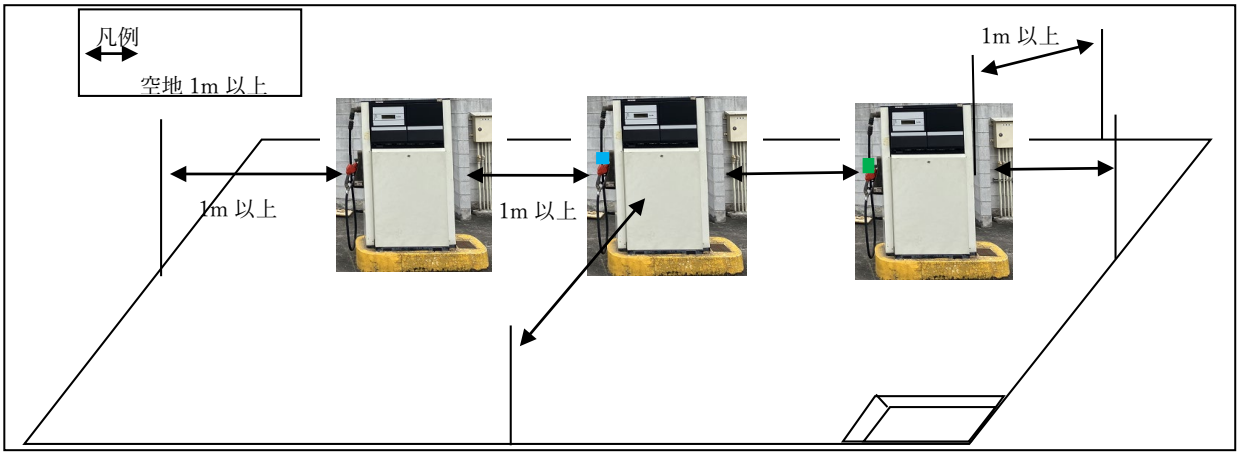

| 第５ | タ　ン　ク　の　容　量　及　び　構　造 | 令１４－５<br>－６<br>－７ |
|---|---|---|

## １　タンクの容量及び構造

(1) 簡易貯蔵タンクの容量は、６００１以下であること。　（政令第１４条第５号）

(2) 簡易貯蔵タンクは、厚さ３．２㎜以上の鋼板で気密に造るとともに、７０ｋＰａの圧力で１０分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

（政令第１４条第６号）

(3) 簡易貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

（政令第１４条第７号）

## ２　留意事項

簡易貯蔵タンクの外面塗装については、屋外タンク貯蔵所第１０によること。

| 第６ | 通　　気　　管 | 令１４－８ |
|---|---|---|

## １　通気管

簡易貯蔵タンクには、総務省令（規則第２０条）で定めるところにより通気管を設けること。　（政令第１４条第８号）

## ２　通気管の基準

第４類の危険物の簡易貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管とし、その構造は次のとおりとする。　（規則第２０条第４項）

(1) 直径は、２５㎜以上とすること。　（規則第２０条第４項第１号）

(2) 先端の高さは、屋外にあっては、地上１．５m以上とすること。　（規則第２０条第４項第２号）

(3) 先端は、水平より下に４５度以上曲げ、雨水の進入を防ぐ構造とすること。　（規則第２０条第４項第３号）

(4) 細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、高引火点危険物のみを１００度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りではない。　（規則第２０条第４項第３号）

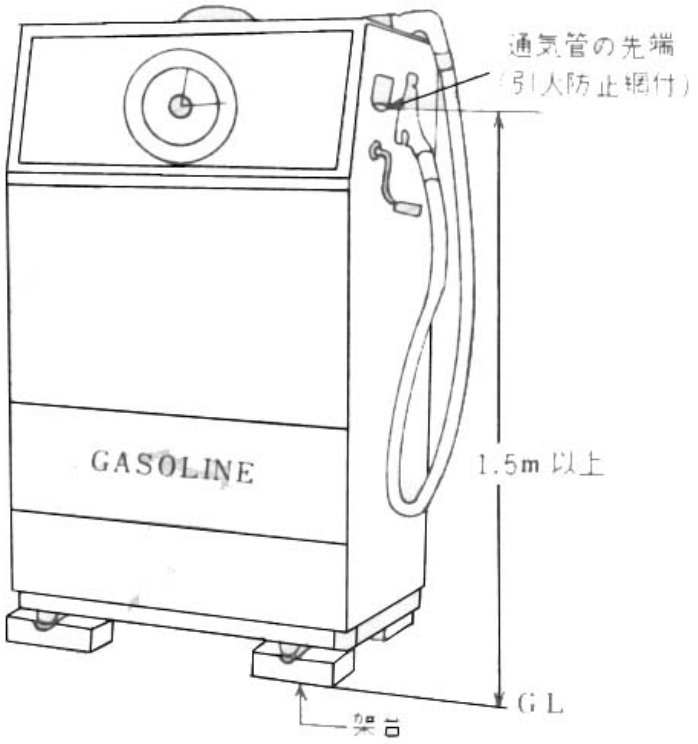

| 第７ | 給　　油　　設　　備 | 令１４－９ |
|---|---|---|

## １　給油設備

簡易貯蔵タンクに給油又は注油のための設備を設ける場合は、当該設備は、政令第１７条第１項第１０号に掲げる給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備の例によるものであること。　（政令第１４条第１項第９号）

なお、給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備については、給油取扱所第８によること。

給油設備

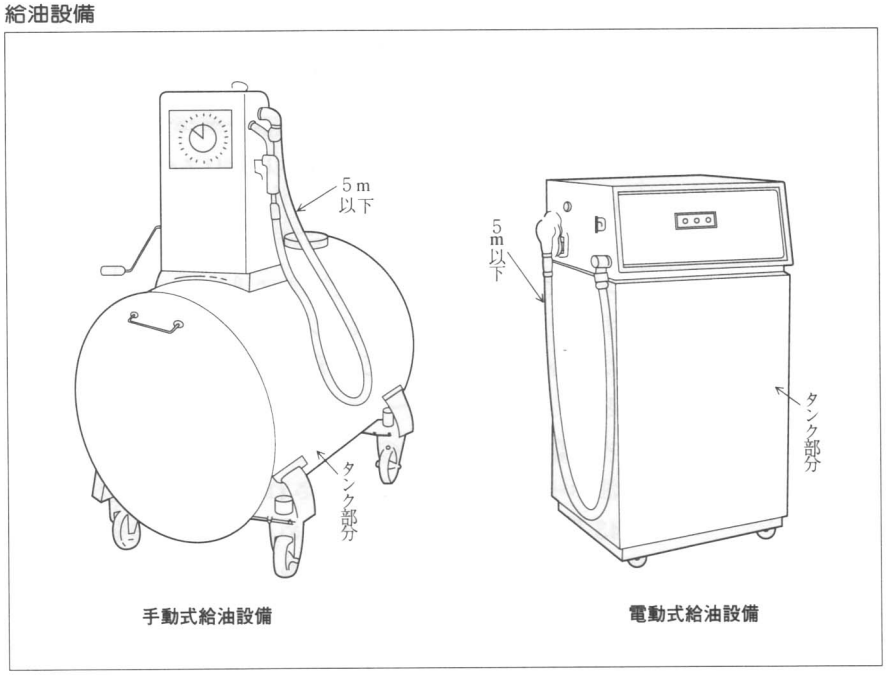


注　上記給油設備のほか、特殊なものとして加圧式簡易貯蔵タンクがある。